

**国立大学法人電気通信大学 産学官連携センター
産学連携コーディネーター（特任研究支援員）公募**

1. 職名・募集人数

産学連携コーディネーター（特任研究支援員）・1名

2. 所属

産学官連携センター ベンチャー支援部門

（変更の範囲） 本学組織規則に定める組織

※雇用期間中は原則として所属の変更はありませんが、労使の合意または本学就業規則に基づく配置換えにより、所属が変更となる場合があります。

3. 職務内容

（1）学内外関係者との連絡調整

研究者・学生・事務担当者・企業等との調整、マッチング機会の創出、事業化に向けた課題整理等

（2）イベントやプログラムの企画・運営

起業支援イベント、ピッチコンテスト、各種会議等

（3）予算執行・進行管理

予算執行状況及びバックデータの管理、会計処理等

（4）資料作成・整理

事業計画・報告、広報、各種会議等

（5）産学連携に関する各種業務

研究成果の社会実装、大学発スタートアップ支援等に関する業務の補助等

（変更の範囲）

産学連携に関する職務を補佐する業務

※雇用期間中は原則として業務内容の変更はありませんが、労使の合意または本学就業規則に基づく配置換えにより、業務内容が変更となる場合があります。

4. 応募資格

（1）大学卒業以上

（2）大学等におけるベンチャー支援やスタートアップの起業及び経営支援に関心を持っていること

そのほか、以下の経験がある方を歓迎

- ・自治体、大学、研究機関等における関係者間の調整
- ・総務、管理部門、プロジェクト運営等の社内外調整
- ・イベント、セミナー、会議等の企画・運営
- ・法人営業、企画営業、顧客支援
- ・スタートアップ支援に関連する実務

5. 採用予定日

2027年1月1日以降のできるだけ早い時期

6. 任期・勤務形態等

（1）任期：採用日から2027年3月31日まで

契約更新：あり（勤務成績、勤務態度、業務の進捗状況等を総合的に評価し、年度ごとに判断）

（2）雇用形態：常勤職員（特定任期付職員）

（3）就業場所：電気通信大学（東京都調布市調布ヶ丘1-5-1）

（変更の範囲）同キャンパス内

（4）就業時間：午前8時30分～午後5時15分（休憩時間を除き7時間45分）

（5）休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及び大学の定める日

（6）休暇等：年次有給休暇及び特別休暇制度あり、育児休業・介護休業等の制度あり

（7）適用保険：健康保険・年金（文部科学省共済組合加入）、雇用保険、労災保険

（8）その他：屋内の受動喫煙対策あり

7. 給与

年俸制（国立大学法人電気通信大学特定任期付職員の本給に関する規程による）

※学歴・経験等を考慮の上、給与額を決定

通勤手当（上限 55,000 円/月）、超過勤務手当

8. 応募書類

- （1）履歴書（連絡可能なメールアドレス・電話番号を記載のこと）
- （2）職務経歴書（様式任意）
- （3）志望動機及び産学連携コーディネーターに対する抱負（様式任意）

9. 応募方法及び問い合わせ先

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1

国立大学法人電気通信大学 産学官連携センター ベンチャー支援部門（担当 高木）

E-mail: recruitment@sangaku.uec.ac.jp

※封筒に「**応募書類在中**」と朱書きの上、簡易書留で郵送してください。

併せて、発送した旨を上記のメールアドレス宛にお知らせください。

10. 応募締切

2026年11月20日（金）午後5時必着

11. 選考方法

書類審査を通過した方に対して、面接を行います。

その際の交通費、宿泊費は応募者の負担とさせていただきます。

選考結果については、メールで連絡いたします。

12. その他

- ・応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
- ・採用者決定後、応募書類は当方で責任を持って破棄いたします。
- ・男女共同参画推進を積極的に推進しており、ワークライフ・バランスへ配慮した取組みや研究キャリアアップ支援等、女性が働きやすい環境を整える努力をしています。詳しくは下記 URL の電気通信大学男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室ホームページをご覧ください。
<https://www.ge.uec.ac.jp/>
- ・「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、採用に際し安全保障輸出管理上の確認を行います。外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合や、外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合、外為法の定めにより一定の技術の共有が制限される可能性があり、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となることがあります。これに伴い、「特定類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。該当者には後日連絡します。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。
- ・求職者等に対するセクシャルハラスメントを許さず、公平・公正な採用活動の実施に努めています。本学の方針、相談窓口等については、以下をご参照ください。
<https://www.uec.ac.jp/campus/desk/pdf/sexual-harassment-jobseekers.pdf>